

第1号様式（第3の2の（5）関係）

年 月 日

代理申請者 様

(事業主体) 住 所
氏 名
電話番号

年度 ○○造林事業完了届

下記のとおり事業を完了したので、関係書類を添付のうえ、届けます。
つきましては、○○造林事業費補助金交付申請の手続きをお願いします。

記

| | | | | | |
|--------|-----------------------------|------------|-----------------|--------------------|-----------|
| ※整理番号 | | 施業内容 | | | |
| 施行地 | 市 町 大字 字 番地 | | | | |
| 植栽前の状況 | 人工林伐採跡地・雑木林・天然マツ林・原野・水田・被害跡 | | | | |
| 森林の種類 | | 森林経営計画 | 認定年月日・番号 | | 特定間伐等促進計画 |
| | | 有・無 | | | 有・無 |
| 樹種 | 面積 | 苗齢 (林齢) | 苗木本数 (伐採率) | 苗木調達先 (搬出材積) | 施業の実施者 |
| | ha | () | (本 %) | (m ³) | |
| | ha | () | (本 %) | (m ³) | |
| | ha | () | (本 %) | (m ³) | |
| | | | 事業(施業) 完了年月日 | 年 月 日 | |

(規格A4版)

(注) 完了届は、代理申請者において造林補助事業完了検査時に検査員に提示できるように整理し、保存しておくこと。

記載の注意

- 1) 本様式は、代理申請時に使用する。
- 2) 住所、氏名、電話番号は、森林所有者（登記されている者又は税金を払っている者）情報を記入すること。
なお、証拠書類として登記簿謄本若しくは土地課税台帳などの写しを添付すること。
- 3) ※印は代理申請者が適宜記入する。
- 4) 施業内容は、地拵え、再造林、拡大造林、下刈り、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、樹下植栽等、森林作業道、作業ポイント、作業道等の改良・補修、鳥獣害防止施設等、花粉発生源植替え、一貫作業などに区分し記入すること。
- 5) 森林の種類は、保安林、自然公園特別地域、砂防指定地等に区分する。
- 6) 枝打ちについては、苗木本数欄を加工して記入する。
- 7) 保育間伐、間伐、更新伐については、伐採率を苗木本数欄に記入すること。また、伐採木を搬出した場合には、苗木調達先欄に搬出材積を記入するとともに、その根拠となる証明書等の証拠書類の写しなどを添付すること。
- 8) 苗齢（林齢）は、植栽時は、植付けした苗木の苗齢、その他施業の場合には、当該施行地の林齢を記入すること。
- 9) 苗木調達先は、森林組合幹旋苗木の場合には、森林組合名を記入すること。
また、森林組合以外から購入した苗木については、購入先名及び所在地、自家養成苗の場合には、自家養成苗と記入するとともに、購入苗については表示票などを添付すること。
- 10) 森林作業道の開設については、幅員及び施工延長を表中に加工して記入すること。
- 11) 作業ポイントの開設については、設置した箇所数及び各面積を表中に加工して記入すること。
- 12) 森林作業道の改良・補修については、改良又は補修した箇所の延長及び箇所数を表中に加工して記入すること。また、作業ポイントの改良・補修については、改良又は補修した箇所の箇所数及び面積を表中に加工して記入すること。
- 13) 鳥獣害防止施設については、設置した延長を表中に加工して記入し、構造がわかる図面（縮尺は任意）を添付すること。
- 14) 施業の実施者は、森林所有者本人、林業事業体名等の実際に施業を行った者（団体等）を明記すること。
- 15) ○○には第1の1の（1）のア、イ、ウの事業は「国補造林」、エの事業は「県単造林」を記入する。

- (注) 1 代理人欄には、事業体名、代表者役職及び氏名を記入すること。
- 2 委任者は、森林所有者（事業主体）を記入すること。林業事業体等が委任者となる場合には、事業体名、代表者役職及び氏名を記入すること。共有等の森林で、森林所有者が複数名の場合には、森林所有者の代表者を記入すること。
なお、この場合には、他の森林所有者から本委任内容に関して、一切の委任を受けていることを証明する書類（委任日、他の森林所有者名（押印）、森林の所在地、施業内容、施業面積、補助金の申請・受領等に関する一切の権限を森林所有者の代表者に委任する旨の内容等が記載されているもの）を添付すること。
- 3 施業内容は、地拵え、再造林、拡大造林、下刈り、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、樹下植栽等、森林作業道、作業ポイント、作業道等の改良・補修、鳥獣害防止施設等、花粉発生源植替え、一貫作業などに区分し記入すること。
- 4 ※完了届整理番号、※申請番号は、代理人において記入すること。
- 5 完了届整理番号は、造林補助事業完了届の整理番号と一致させること。
- 6 申請番号及び枝番は、第4号様式の申請番号の番号と一致させること。
- 7 委任状の文面を訂正する際の訂正印は委任者の印とする。
- 8 ○○には第1の1の(1)のア、イ、ウの事業は「国補造林」、エの事業は「県単造林」を記入する。

第3号様式（別表2のア関係）

〇〇事業費補助金交付申請書・実績報告書

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年度において別紙内訳書のとおり森林整備を終了しましたので、〇〇事業費補助金を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第12条の規定により、実績を報告し、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の書類を添えて、申請します。

関係書類

- 1 造林補助事業内訳書（第4号様式）
- 2 造林補助事業実測図（第5号様式）及び施業図
- 3 総括位置図
- 4 委任状及び精算依頼書（第2号様式）の写し
- 5 間伐、更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表（第14号様式）及び証明書等の証拠書類の写し
- 6 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表（第15号様式）
- 7 伐採及び伐採後の造林の届出書等の写し
- 8 平均胸高直径等調査表（第16号様式）
- 9 材積伐採率確認表（第20号様式）
- 10 実行経費内訳書
- 11 森林作業道整備線形図
- 12 森林作業道作設に係るチェックリスト（第21号様式）
- 13 事業主体としての要件を満たしていることが確認できる書類
- 14 施業実施前写真
- 15 施業状況写真
- 16 施業完了状況写真
- 17 下刈り実施状況確認表（第19号様式）
- 18 協定書の写し
- 19 森林経営計画の作成に関する同意書（第17号様式、第18号様式）
- 20 苗木受払簿の写しや苗木写真等
- 21 被害状況及び被害が気象害等によるものであることを示す資料
- 22 鳥獣害防止施設の維持管理方法報告書（第8号様式）
- 23 安全チェックシート
- 24 環境負荷低減チェックシート
- 25 測量結果のデータ
- 26 オルソ画像
- 27 施行地全体の施業状況が確認できるデータ
- 28 点群データ
- 29 その他、知事又は検査員が必要と認める書類

※森林作業道、作業ポイントの開設及び改良・補修の造林事業補助金を交付申請する場合には、別に定める森林作業道に係る要領に規定する書類を追加で提出すること。

※当該申請に不要な関係書類は、削除して使用すること

※〇〇には第1の1の（1）の、ア、イ、ウの事業は「国補造林」、エの事業は「県単造林」を記入する。

（規格A4版）

(注) 造林補助事業内訳書記載要領

- 1 森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、花粉発生源対策促進事業及び県単造林事業の各事業ごとに別申請とする。
- 2 事業名、事業種別、市町ごとに、内訳書を別葉とする。
- 3 事業名は、「森林環境保全直接支援事業」「特定機能回復事業」「花粉発生源対策促進事業」「県単造林事業」のいずれかを記載する。
- 4 事業種別は、「育成単層林整備」「育成複層林整備」等を記載する。
- 5 申請番号は、1 施行地ごとに一連番号を付けて記載する。
ただし、1 申請のうち同一施行地に複数の事業内容が含まれる場合は、原則として申請番号を同番として枝番を付けて記載する。
- 6 事業主体区分は、次の区分により記載（略記して記載）する。
森林組合 … 組合、生産森林組合 … 生森、市町 … 市町、森林所有者等 … 所有者
特定間伐等促進計画の実施主体 … 促進計画、森林経営計画策定者 … 経営計画
森林経営管理法により知事が公表した民間事業者 … 民間事業者
- 7 所有形態は、「市町」「財産区」「市町分収林」「森林組合」「生産森林組合」「会社」「社寺」「各種団体・組合」「慣行共有」「個人」のいずれかを記載する。
- 8 森林の種類は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。
普通林 … 普、保安林 … 保、保安施設地区 … 保施、自然公園特別地域 … 公特
自然環境保全特別地区 … 環特、砂防指定地 … 砂、鳥獣特別保護地区 … 鳥
文化財保護地域 … 文、都市計画風致地区 … 都、河川区域 … 河
地すべり防止区域 … 地、急傾斜地崩壊危険区域 … 急、特定母樹林 … 母
- 9 事業内容は、植栽の場合は（１）、植栽以外の場合は（２）により記載（省略して記載）する。
 - (1) 植栽の場合
内訳①は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。
再造林 … 再、拡大造林 … 拡、樹下植栽 … 樹下
内訳②は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。
植栽＋地拵え … 植＋地、植栽＋片付け … 植＋片、植栽のみ … 植のみ、地拵えのみ … 地のみ
片付けのみ … 片のみ
 - (2) 植栽以外の場合
内訳①は、次のいずれかの区分により記載（省略して記載）する。
下刈り、保育間伐、枝打ち、間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備、花粉発生源植替え、一貫作業（伐採・搬出）、一貫作業（地拵え）、一貫作業（植栽）
内訳②は、森林作業道の開設の場合は幅員を、それ以外の場合は単価区分にかかわる内容を記載する。
- 10 査定区分は、次の区分により記載（省略して記載）する。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
森林経営計画 … 経計、特定間伐等促進計画 … 特計、経営管理実施権配分計画 … 配計、特に効率的な施業が可能な森林の区域又は特定植栽の実施を促進すべき区域 … 区域、その他 … 他
 - (2) 特定機能回復事業
保安林 … 保、公益的機能別施業森林 … 公森、その他 … 他
 - (3) 県単造林事業
通常 … 通常、森林経営計画 … 経計、特定間伐等促進計画 … 特計
経営管理実施権配分計画 … 配計、新規実施箇所 … 新規
- 11 面積（延長等）
 - (1) 森林整備は、面積（ha）を小数点以下3位切り捨て、小数点以下第2位まで記載する。
 - (2) 森林作業道の開設は、延長（m）を小数点3位以下切り捨て、小数点以下第2位まで記載する。
 - (3) 作業ポイントの開設は、箇所数を記載する。
 - (4) 森林作業道の改良・補修は、改良又は補修の箇所数を記載する。
 - (5) 作業ポイントの改良・補修は、箇所数を記載する。
 - (6) 鳥獣害防護施設等は、防護柵の延長（m）を小数点以下切り捨て整数止めで記載する。
防護チューブは数量を記載する。
- 12 樹種・林齢は、森林整備の場合に記載し、それ以外の場合は空欄とする。
- 13 品種は、植栽を伴う施業を行った場合に「無花粉品種」「少花粉品種」「低花粉品種」「特定苗木」「その他」から記載し、それ以外の場合は空欄とする。
- 14 苗種は、植栽を伴う施業を行った場合に「裸苗」「コンテナ苗」「チューブ苗」「その他」から記載し、それ以外の場合は空欄とする。
- 15 植栽本数は、植栽を行った場合に当該施行地に植栽した総本数を記載し、それ以外の場合は空欄とする。
- 16 伐採率は、標準地における伐採率を小数点以下切り捨て整数止め（％）で記載する。
- 17 搬出材積は、搬出材積を小数点3位以下切り捨て小数点2位止めで記載する。
- 18 集材方法は、伐採木の集材方法の「車輻系」「架線系」のいずれかを記載する。
- 19 事業実行者は、森林所有者や事業発注者からの受託又は請負により実際に作業を行った者を記載する。
(森林所有者が他の事業体に発注せず自己又は雇用者により作業を行った場合の記載は不要とする。)
- 20 事前計画提出日
花粉発生源対策促進事業は、事前計画の提出日を記載する。
- 21 備考
 - (1) 樹下植栽を行う場合は、上層木の林齢を記載する。
 - (2) 森林作業道については、路線名を記載する。
 - (3) 作業道ポイントについては、1箇所当たりの作業ポイント面積を記載する。
 - (4) 実行経費と比較が必要な場合には、「実行経費比較」と記載する。
 - (5) 間伐、更新伐、一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合は、施行地面積を記載する。

第5号様式（別表2のウ関係）

| 年度（ 予算） 第〇回 | | | | 造林補助事業実測図 | | （縮尺 ———— ） | | 測量野帳 | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-----------|--|------------|--|------|--------|--------|--------|---------|--|--|--|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">（注）</p> <p>1 申請番号等の記載要領は、造林補助事業内訳表に準ずる。</p> <p>2 面積はha単位とし、小数点以下2位止め、3位は切り捨てること。</p> <p>3 施行地周辺の地形地物および林相を図示すること。</p> <p>4 方位を記入のこと。</p> <p>5 縮尺単位は1/1,000を原則とし、大面積のものは1/2,000~1/5,000とすること。</p> <p>6 要領の別表2のウに規定する施業完了状況写真のすべての位置、撮影方向を図示すること。 なお、黒板等を入れた写真の位置は他の写真の位置と判別できるように表示すること。</p> <p>7 6の施業完了状況写真の位置は、施行地の一部に偏らないようにし、施行地内でまんべんなく撮影すること。</p> <p>8 6の施業完了状況写真の位置は、完了検査時に確認できるように示すこと。 また、現地において伐採率等の調査を行った範囲等は、完了検査時に確認できるようにしておくこと。</p> <p>9 施業図は、縮尺1/5,000の森林計画図等に施行地を記入すること。</p> <p>10 架線集材を行う場合は、集材距離を図示すること。</p> <p>11 GNSS機器により測量を行った場合、測量野帳には座標値を記入すること。</p> | | | | | | | | 測点 | 方位角(°) | 高低角(°) | 斜距離(m) | 水平距離(m) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 森林の所在地 | | | | 市・町 大字 番地 | | | | |
|--------|------|--|-----|-----------|----------|---------|-------|--|
| 申請番号 | 事業内容 | | 樹種 | 面積 (ha) | 苗木本数 (本) | 使用苗木 | 実測者氏名 | |
| | | | スギ | | | 森林組合幹旋苗 | | |
| | | | ヒノキ | | | | | |
| | | | | | | 自家養成苗 | | |
| | | | 計 | | | その他 | | |

（規格は、A4版を標準とするが、必要事項が記載されていれば、この様式、規格は問わない。）

第6号様式（第5の1の（4）関係）

三重県指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇事業費補助金（以下「補助金」という）に対し、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則。以下「規則」という。）第4条の規定により、 年度補助金として別紙補助金指令内訳書のとおり金円を次の条件を付けて交付決定し、この補助金の額を確定します。

年 月 日

三重県知事

- 1 補助金を受領しようとする者（以下「補助事業者」という。）又は補助金を代理で受領しようとする者（以下「代理受領者」という。）は、規則、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号。以下「要綱」という。）及び三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（平成14年6月4日環境第06-143号。以下「要領」という。）の定めるところに従うこと。
- 2 補助条件は、1に定めるもののほか、以下のとおりとする。
 - （1）補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（要領第1の1の（1）のイの事業にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - （2）補助事業者は、森林経営計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあっては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。
 - （3）補助事業者は、経営管理実施権配分計画に基づいて査定係数170等を適用して

行うものについては、当該経営管理実施権配分計画の認定の取消しを受けた場合は、取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあつては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。

- (4) 補助事業者は、更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときには、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 補助事業者は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 補助事業者は、第1の1の(1)のイの事業において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けた後、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別紙様式によりその金額(実績報告において、減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。
- (9) 森林保険に加入していない森林については、森林保険の加入に努めるものとする。
- (10) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (11) 補助事業者は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うこと。
- (12) 代理受領者は、補助金を受領後速やかに事業主体に支払うこと。
- (13) 代理受領者は、代理受領した補助金を、知事が交付に当たって示した内訳（第

9号様式)に従い、全額事業主体に支払うこと。ただし、この場合、直接その造林補助事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

ア 補助金事務に係る実費相当額

イ 当該造林に使用した苗木等の造林資材の立替代金又は売払代金

ウ 当該施行地の森林保険料

エ 造林補助事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(14) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

(15) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(16) 代理受領者は、各事業主体に対し補助金を配付するときは、補助の条件（（1）から（11）の補助の条件について、補助事業者を事業主体と読み替える。）を明示すること。

(17) 補助事業者又は代理受領者は、当該補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類並びに委任状（代理受領者に限る。）を補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管すること。（ただし、要領第1の1の（1）のイの事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保管すること。）

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

補助事業者等
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け三重県指令第 号により交付決定及び額の確定がなされた〇〇事業費補助金について、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 三重県補助金等交付規則第 13 条の補助金の確定額

金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

(注) 仕入れに係る消費税等相当額集計表を添付する。また、市町別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付する。

(規格 A 4 版)

農林水産部長 様

農林（水産）事務所長

年度〇〇事業費補助金交付決定及び額の確定について（報告）

三重県補助金交付規則第3条の規定により、〇〇事業費補助金（森林環境保全直接支援事業・特定機能回復事業・花粉発生源対策促進事業）について、下記のとおり申請があり、三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領第5の1の（4）の規定により〇〇事業費補助金の交付決定及び額の確定を行ったので、これを取りまとめ送付します。

記

- 1 〇〇事業費補助金交付申請書・実績報告書（第3号様式）（鑑）及び造林補助事業内訳書（第4号様式）の写し
- 2 補助金の交付決定及び額の確定に係る指令書（第6号様式）（鑑）
- 3 造林補助事業完了検査調書・造林補助事業費補助金指令内訳書（第9号様式）の写し

注 国補造林事業、特定機能回復事業、花粉発生源対策促進事業及び県単造林事業は、別葉とする。

注 〇〇には、第1の1の（1）のア、イ、ウの事業は「国補造林」、エの事業は「県単造林」を記入する。

（規格A4版）

鳥獣害防止施設の維持管理方法報告書

| 申請番号 | 事業主体名 | 事業内容 | | 延長、本数 (m、本) | 維持管理の方法 | | | |
|------|-------|------|-----|----------------|---------|--------|------------------|---------|
| | | 内訳① | 内訳② | | 点検の頻度 | 維持管理体制 | 補修が必要な際の 対応方針 | 点検を行う期間 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注1) 「事業内容」の「内訳①」及び「内訳②」は、第4号様式に係る造林補助事業内訳書記載要領に基づき記載すること。

(注2) 「維持管理の方法」は、鳥獣害防止施設の目的や効果が十分に発現されるよう、鳥獣害防止施設の設置状況（場所、延長、資材等）及びシカの生息密度、積雪量、地形等の現地の諸条件に応じた維持管理の方法を記載すること。

（事業主体） 様

（造林補助事業補助金代理受領者）

名 称

代表者氏名（署名又は記名押印）

年度〇〇事業費補助金支払通知書

先に申請の委任があった 年度〇〇事業費補助金について、今回補助金額が決定され交付されました。

つきましては、先に依頼を受けた事項に基づき、下記のとおり精算のうえ、支払うこととなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、ご了承ください。

もし、この条件に反すると補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

記

1 支払内訳

| 補助金額 ① (円) | 控 除 額 ② | | | | 計 (円) | 支 払 額 ① - ② (円) |
|------------------|---------------------------|--------------------|--------------|-----------------------------|----------|-----------------------|
| | 補助金事務 に係る実費 相当額 (円) | 事業資材 の代金 (円) | 森林保険料 (円) | その他経費 (具体的内容) (円) | | |
| | | | | | | |

2 支払方法（いずれか該当する番号を○で囲む。）

(1) 口座振込 年 月 日 銀行 店 所
組合

貴方の口座に振り込みました。

(2) 現金支払 年 月 日に本状及び印鑑持参のうえ、（代理人）
までお越しくください。

3 交付条件

(1) 「三重県補助金等交付規則」、「農林水産部関係補助金等交付要綱」、「三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（以下、「要領」という。）」及び別記の補助条件に従うこと。

第 11 号様式（別記）

補助条件

- (1) 事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（要領第1の1の(1)のイの事業にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 事業主体は、森林経営計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあっては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。
- (3) 事業主体は、経営管理実施権配分計画に基づいて査定係数170等を適用して行うものについては、当該経営管理実施権配分計画の認定の取消しを受けた場合は、取消しを受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業が他の査定係数を適用して実施できる場合にあっては、査定係数の差による補助金額の差額）を返還すること。
- (4) 事業主体は、更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 事業主体は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 事業主体は、第1の1の(1)のイの事業において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 事業主体は、補助金の額の確定の通知を受けた後、消費税及び地方消費税の申

告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別紙様式によりその総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。

- (9) 森林保険に加入していない森林については、森林保険の加入に努めるものとする。
- (10) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (11) 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。
- (12) 事業主体は、当該補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類並びに委任状（代理申請を行った場合に限る。）を補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管すること。（ただし、要領第1の1の（1）のイの事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保管すること。）
- (13) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (14) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

（造林事業補助金代理受領者）

名 称
代表者氏名

〇〇事業費補助金交付完了報告書

年 月 日に交付を受けた 年度〇〇事業費補助金について、下記のとおり事業主体に対し交付を完了したので報告します。

記

| 申請 番号 | 事業 主体 | 支 払 内 訳 | | | | | | 支払 年月日 |
|----------|----------|-----------------|------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------------|----------|-----------|
| | | 補助 金額 (円) | 控 除 額 | | | | 計 (円) | |
| | | | 補助金事務 に係る実費相 当額 (円) | 事業資材 の代金 (円) | 森 林 保険料 (円) | その他経費 (具体的内容) (円) | | |
| | | | | | | | | |

造林補助事業 事前計画書

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

(事業主体)
住所
氏名又は名称及び代表者氏名

三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領第3の1の(1)に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 対象区域及び面積 市(町) 地区 ha

2 計画期間 年度 ~ 年度 (年間)

3 年度別計画の概要
詳細は別紙施業別計画内訳及び計画図のとおり

| 年度 | 花粉発生源植替え (ha) | 森林作業道 (m) |
|----|------------------|--------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

※計画図については、別紙内訳の花粉発生源植替え及び森林作業道について記載した図面とする。

※計画図については、必要内容を記載した既存の図面を代用できる。

※森林経営計画書等の写しを添付すること。

第16号様式（別表2のケ関係）

平均胸高直径等調査表

樹種・林齢

年生

| 標準地 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 本数計 | 直径合計 |
|------|----|---|---|---|---|---|---|-----|------|
| 胸高直径 | | | | | | | | | |
| 6 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 8 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 10 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 12 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 14 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 16 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 18 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 20 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 22 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 24 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 26 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 28 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 30 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 32 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 34 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 36 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 38 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 40 | 本数 | | | | | | | 0 | 0 |
| 合計 | 本数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (B) | (A) |

平均胸高直径：(A) cm ÷ (B) 本 = cm

※伐採した不良木の根株直径により調査を行った場合は、「胸高」を「根株」に読み替える。
 ※胸高直径（cm）の単位は小数点以下1位止めとする。

第 17 号様式（別表 2 のト関係）

森林経営計画の作成に関する同意書（雛形）

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名（署名又は記名押印）

私は、造林補助事業の補助金交付申請（実績報告）に当たって、次の事項について同意します。

※必要に応じて次の文言を追記する。

なお、下記の申請箇所については、補助金交付申請時（実績報告時）において同一林班内又は森林法施行規則第 33 条第 1 号ロに定める区域（以下「区域」という。）内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く。）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないことを申し添えます。

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
2. 下記の申請箇所について、同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の作成要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 三重県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（ ○年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

| 申請番号 | 市町 | 林班 | 小班 | 申請面積 |
|------|----|----|----|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第 18 号様式（別表 2 のト関係）

森林経営計画の作成に関する同意書（雛形）

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名（署名又は記名押印）

私は、造林補助事業の補助金交付申請（実績報告）に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時（実績報告時）を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 三重県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則第 33 条第 1 号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（ ○年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

| 申請番号 | 市町 | 林班 | 小班 | 申請面積 |
|------|----|----|----|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

下刈り実施状況確認表

| 申請番号 | 事業主体名 | 面積 (ha) | 下刈り実績 | | 植栽木 平均樹高 (m) | 雑草木 最大高 (m) | 競争状態 | | | 査定係数180にかかる事項 | |
|------|-------|------------|---------------|-------------|--------------------|-------------------|------------------|-----------------------|-------|----------------|-------------|
| | | | 下刈り回数 (回目) | 過去の実施 状況 | | | 被圧木が2割以上 であるか | 夏以降に2割以上にな る見込みがある | 現地確認日 | 植栽密度 (本/ha) | 植栽区域 の内外 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

- (注1) 過去に下刈りを実施している場合は、「過去の実施状況」の欄に実施した年度を記載すること。
(複数回実施している場合は、複数の年度を記載すること)
- (注2) 植栽木平均樹高の欄には、下刈り実施区域内の平均的な植栽木の樹高を記載すること。
- (注3) 雑草木最大高の欄には、下刈り実施区域内の雑草木における最大の高さを記載すること。
- (注4) 競争状態の欄には、被圧木が2割以上あることが確認できれば「○」を記載し、現地にて確認を行った日付を記載する。
被圧木が2割未満であり、夏以降に2割を超える見込がある場合は、「夏以降～」の欄に○を記載し、2割を超える見込があることを説明できる資料を添付すること。
- (注5) 植栽区域の内外の「区域」とは、市町村森林整備計画による「特に効率的な施業が可能な森林の区域」及び間伐等特措法による「特定植栽の実施を促進すべき区域」をいう。

材積伐採率 確認表

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 伐採木の根本直径 (cm) | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | ①計 |
| | | | | | | | | | | | |
| | No. 11 | No. 12 | No. 13 | No. 14 | No. 15 | No. 16 | No. 17 | No. 18 | No. 19 | No. 20 | 0 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 残存木の根本直径 (cm) | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | ②計 |
| | | | | | | | | | | | |
| | No. 11 | No. 12 | No. 13 | No. 14 | No. 15 | No. 16 | No. 17 | No. 18 | No. 19 | No. 20 | 0 |

③ 施行地面積 m²

④ 森林作業道面積 m²

※森林作業道面積を含む

(延長 (m) × 幅員 (m))

⑤ 伐採率確認箇所面積 m²

$$\text{伐採木} = \frac{0.0}{①} \times \frac{0}{③-④} \div \frac{0}{⑤} + \frac{0.0}{①+②} \times \frac{0}{④} \div \frac{0}{⑤} = \underline{\underline{0}}$$

$$\text{全立木} = \frac{0.0}{①+②} \times \frac{0}{③} \div \frac{0}{⑤} = \underline{\underline{0}}$$

$$\frac{\text{伐採木}}{0} \div \frac{\text{全立木}}{0} = \text{材積伐採率} = \underline{\underline{0\%}} \leq 35\%$$

第 21 号様式（別表 2 のス関係）

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

開設する者：

森林の所在地：

施工延長：

| 区分 | | チェック項目 | 申請者 |
|------|------|---|-----|
| 路線計画 | 基本事項 | ① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として 35° 未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。 | □ |
| | | （上記を満たしていない場合はその理由） | □ |
| 施工 | 幅員 | 使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。 | □ |
| | | （上記を満たしていない場合はその理由） | □ |

| | | |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 縦 断 勾 配 | <p>① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。</p> <p>② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③ 現地条件が良い場合は概ね 10° 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね 14° とする。</p> <p>④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(上記を満たしていない場合はその理由)</p> | <input type="checkbox"/> |
| 排 水 施 設 | <p>① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③ 排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④ 小渓流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。</p> <p>⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(上記を満たしていない場合はその理由)</p> | <input type="checkbox"/> |
| 切 土 ・ 盛 土 | <p>① 土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>① 切土高は 1.5m 程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。</p> <p>② 切土のり面勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合は 3 分を基本として施工する。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(上記を満たしていない場合はその理由)</p> | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|----------|--|--------------------------|
| 盛土 | <p>① 複数層に区分し、各層 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね 1 割より緩い勾配とする。また、盛土高が 2 mを超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | (上記を満たしていない場合はその理由) | <input type="checkbox"/> |
| 曲線部 | <p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p> | <input type="checkbox"/> |
| 構造物等 | <p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2 t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | (上記を満たしていない場合はその理由) | <input type="checkbox"/> |
| 伐開 | <p>① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。</p> <p>③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。</p> | <input type="checkbox"/> |
| | (上記を満たしていない場合はその理由) | <input type="checkbox"/> |
| 周辺環境への配慮 | <p>人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p> | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|-----|--|---|
| 管理 | ① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ② 森林作業道の管理主体を明確する。 | □ |
| その他 | 森林作業道や土場等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事として、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という）の許可不要工事に該当（盛土規制法省令第8条）するものとして、盛土規制法に基づく手続きを経ることなく事業実施が可能となっており、この際、森林作業道や土場等の盛土等については、森林所有者等に遵守義務を課している市町村森林整備計画において、作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林作業道作設指針や主伐時における伐採・搬出指針に即して森林作業道や土場等が作設されることを前提として、省令において盛土規制法の許可不要工事とされていることを理解している。 | □ |

第 22 号様式（別表 1 の「事業名」の【 2 特定機能回復事業】関係）

特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関する協定書

〇〇（森林所有者）（以下「甲」という。）と〇〇（事業主体）（以下「乙」という。）及び三重県（以下「丙」という。）は、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年 3 月 30 日三重県告示第 249 号）及び三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（平成 14 年 6 月 4 日環境第 06-143 号）に基づく特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで（第 4 条の施業の実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低 10 年間は担保すること）とする。
2 この協定の目的の達成上特に必要と認める場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

第 3 条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であり、別紙のとおりとする。

（別紙とせず、以下のとおりとして本条で対象森林を明記することも可。また、対象森林は、三重県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であることに留意。）

（対象森林における施業）

第 4 条 乙は、第 3 条に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

（当事者の義務）

第 5 条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 甲の義務

- ア 乙が実施する業務に協力し、その実施に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 協定の期間中は対象とする森林を転用しないこと。
- ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合、その処理解決に当たること。

(2) 乙の義務

- ア 第4条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑義について速やかに甲及び丙に報告すること。
- イ 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守すること。
- ウ 植栽する苗木については、花粉の少ない品種又は三重県において花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種であることを確認すること。

(3) 丙の義務

- ア 乙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、甲及び乙の義務が履行されるよう、必要に応じて甲及び乙に助言等を行うこと。

(災害等による損害)

第6条 事業実施中及び完了後において、火災、天災及びその他乙及び丙の責に帰し得ない事由により、対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、乙及び丙は責任を負わない。

(協定の承継等)

第7条 甲は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合や新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定を承継するものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、甲は、乙が負担した第4条の施業のための費用相当額を乙に支払うものとする。また、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。

3 甲は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに乙を経由して丙に書面で通知するものとする。

(市町への情報共有)

第8条 丙は協定が成立した際は、第3条の対象とする森林を管轄する市町長へ本協定書の写しを送付するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災及びその他当事者の責に帰し得ない事由により、対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲が第5条(1)イに違反したときは、甲は、乙が第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を乙に支払うものとする。

2 乙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、三重県に返還するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙及び丙が協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印又は署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 住 所 〇〇
氏 名 〇〇 (森林所有者)

乙 住 所 〇〇
団体名 〇〇 (事業主体)
氏 名 〇〇 (代表者)

丙 住 所 〇〇
代表者 〇〇 (三重県知事)

(別紙)

(対象とする森林)

| 森林の所在地 | 林班 | 準林班 | 小班 | 枝番 | 樹種 | 林齢 | 面積 | 備考 |
|--------|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

- ※ 施業計画図（縮尺 1/1,000～1/5,000 程度の森林計画図等に施業計画地を記入した図面）及び位置図（施業地の位置を示した縮尺 1/50,000 の地形図）を添付すること。
- ※ 森林の所在地は地番まで記載すること。